

神奈川県プラスチック資源循環推進等計画の素案について

神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例（以下「条例」という。）第9条の2に基づく計画として、「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」を策定することとし、このたび素案を取りまとめた。

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

プラスチックは、その有用性から様々な分野で利用されているが、その一方で、正しく廃棄されず環境中に流出したプラスチックによる海洋汚染は、世界的な環境問題となっている。また、プラスチックの焼却は、地球温暖化の原因の一つになっており、2050年脱炭素社会の実現に向け、プラスチックの資源循環の重要性は、より一層高まっている。

国は、2019（令和元）年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、2022（令和4）年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）を施行した。

一方、本県では、2018（平成30）年9月に「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、2020（令和2）年3月には、2022（令和4）年度までの具体的な行動計画である「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）を策定し、取組みを進めてきた。

2022（令和4）年7月には、プラスチックに係る資源循環をより一層推進するため条例を改正し、県の責務として「プラスチック資源循環推進等計画」の策定等について規定した。

こうしたことから、2023（令和5）年度以降の本県におけるプラスチックの資源循環等の取組みを総合的かつ計画的に推進するため、アクションプログラムの基本的な取組みを継続しつつ、社会情勢等の変化を踏まえ、条例に基づく計画として策定する。

(2) 策定のポイント（アクションプログラムからの変更点）

ア プラスチック資源循環戦略等を踏まえた基本的な方針等の明記

- プラごみゼロ宣言の目標達成を目指すという基本的な方針は継続しつつ、従前の3R（排出抑制：リデュース、再使用：リユース、再生利用：リサイクル）の推進に、プラスチック資源循環戦略及びプラスチック資源循環法において示された再生可能な資源の活用を意味する「Renewable」の視点を加えた「3R＋Renewable」を推進する。

- 推進方策は従前の枠組み（5つの柱建て）を継承しつつ、プラスチック資源循環戦略及びプラスチック資源循環法を踏まえた見直しを行う。

具体的には、柱の一つ目である「ワンウェイプラの削減」は「プラスチック使用製品の使用の合理化の促進」とし、ワンウェイプラスチックに限らずプラ

スチック使用製品を対象とし、素材転換等も含めた使用の合理化を促進する。また、柱の二つ目である「プラスチックの再生利用の推進」は、「プラスチックの再生利用等の促進」とし、再生利用を徹底したうえで、どうしてもそれが難しい場合には熱回収（サーマルリサイクル）も含めて循環利用を促進する視点を加える。

イ 目標値設定による進行管理

- アクションプログラムでは、計画の進行管理として、プラごみゼロ宣言の賛同企業等の数及びクリーン活動の参加者数を目標値として設定していたが、プラごみゼロ宣言の目標の達成状況を測る指標として、より適切であるプラごみの有効利用率について目標値を設定し、計画の進行管理を行う。
- また、本計画に基づく各施策の実施状況についても毎年度把握し公表する。

2 計画素案の概要

(1) 計画の位置付け

- 条例第9条の2に基づく計画として策定する。また、プラスチック資源循環法第6条第3項に基づき、県が国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を推進するための計画とする。
- 神奈川県循環型社会づくり計画との関係は、同計画の改定の際に、本計画を同計画の部門別計画として位置付けることを検討する。

(2) 計画期間

2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とする。

(3) 基本的な方針

2030（令和12）年までのできるだけ早期に、リサイクルされずに廃棄されるプラスチックごみをゼロとする「かながわプラごみゼロ宣言」の実現を目指すとともに、プラスチック資源循環法及び条例に基づく取組みを推進するため、県、市町村、県民、事業者が相互に連携しながら、それぞれの役割において、プラスチックの3R+Renewableに係る取組みを進める。

(4) 推進方策

基本的な方針に従い、ア～オの方策により取組みを推進する。特にア～ウについては、重点的に講ずべき方策と位置付ける。

また、各方策において、市町村、事業者等とも連携及び情報交換を図りながら施策を推進する。

ア プラスチック使用製品の使用の合理化の促進

ワンウェイプラスチックの削減やプラスチック資源循環法に基づく認定プラスチック使用製品の普及啓発を図ること等により、プラスチック使用製品の使用の合理化を促進し、プラスチックごみの排出を抑制する。

- ・ 事業者、市町村等と連携した取組みの推進
- ・ 県民の取組み促進
- ・ 事業者の取組み促進
- ・ 県庁における率先行動の実施

イ プラスチックの再生利用等の促進

プラスチック使用製品の使用の合理化を図ったうえで今後も発生するプラスチックごみについては、徹底したリサイクルを推進する。マテリアルリサイクル^{※1}又はケミカルリサイクル^{※2}による再生利用を優先し、それが難しい場合には、熱回収も含めて循環利用を促進する。

※1 プラスチックごみをプラスチックのまま原料として再生利用する手法

※2 化学的な原料として再生利用する手法

(ア) ペットボトルの水平リサイクル（ボトル to ボトル）の推進

- ・ ボトル to ボトルの推進

(イ) プラスチックごみの分別収集、再資源化の推進

- ・ 家庭系プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の推進
- ・ 事業者による再資源化の促進
- ・ 県庁における率先行動の実施

(ウ) 再生利用が困難なプラスチックへの対応

- ・ 焼却施設における熱回収の促進

ウ クリーン活動の拡大等

環境中に排出されてしまったプラスチックごみの回収を進めるとともに、ポイ捨ての防止や、ごみ集積所からのプラごみの散乱など非意図的なプラスチックごみの環境への排出を防止するための取組みを推進する。

また、事業者等による大規模な不法投棄の防止対策を推進する。

(ア) クリーン活動の拡大等

- ・ 県民、事業者、市町村等と連携したクリーン活動の推進
- ・ 海洋ごみの回収
- ・ 非意図的なプラスチックごみの排出防止

(イ) 不法投棄対策の推進

エ 普及啓発・環境教育

海洋プラスチックごみ問題等の解決には、県民一人ひとりが問題を認識し、自分事として捉え、問題解決のために行動を変容していくことが重要であることから各種普及啓発を行うとともに、学校や家庭、地域における環境教育等を推進する。

- ・ 普及啓発・環境教育の推進

オ 実態調査等

各施策を効果的に推進していくために、実態把握等の調査や他都県市と連携・協力した広域的な取組み等を推進する。

- ・ 環境中の実態調査
- ・ 排出実態調査

- ・ 広域的な取組みの推進

(5) 各主体の役割

プラスチックに係る資源の循環的な利用や、廃棄物の不適正処理の防止等を推進するため、プラスチック資源循環法、条例等の関係法令に基づき、県民、事業者、市町村及び県の各主体が適切な役割分担のもと、相互に協力し連携を図りながら取組みを進めていく。

(6) 計画の進行管理

計画の進捗状況を把握するため、プラごみゼロ宣言の目標達成状況を測る指標である、一般廃棄物及び産業廃棄物の有効利用率について具体的な目標値を設定し、毎年度、達成状況を管理する。また、有効利用率と合わせて次の各項目の実績数値についても県ホームページで公表する。

なお、本計画の期間外となるが、プラごみゼロ宣言の目標年である2030（令和12）年には、一般廃棄物及び産業廃棄物の有効利用率は100%となることを目指す。

また、本計画に基づく各施策の実施状況についても毎年度把握し、その結果を県ホームページで公表する。

<有効利用率目標値>

年度	2020	2023	2024	2025	2026	2027	2030
	(実績)	計画初年度	2年目	3年目	4年目	計画最終年度	宣言目標年
一般廃棄物	98.5%	98.6%	98.6%	99.4%	99.7%	99.7%	100%
産業廃棄物	81.7%	87.2%	89.0%	90.9%	92.7%	94.5%	100%

<有効利用率のほか実績値を把握する項目>

一般廃棄物：一人あたりの排出量、分別率、有効利用量

産業廃棄物：多量排出事業者の排出量、有効利用量

海岸漂着物：海岸漂着物の地点別組成

その他：プラごみゼロ宣言賛同企業数、クリーン活動参加者数

3 今後のスケジュール（予定）

令和4年9月 環境農政常任委員会へ計画素案を報告

10月 計画素案について県民意見募集

市町村等関係者への意見照会

12月 環境審議会では計画案を審議

令和5年2月 環境農政常任委員会へ計画案を報告

3月 計画策定